

社会福祉法人秀峯会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にかかると行動計画

女性が職業生活において、十分な能力を発揮し活躍できるよう、働きやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日

2. 当法人の課題

法人全体での男女比率が1:3.6に対し、管理職における男女比率は1:1.67と、管理職における女性の登用率が低い。

3. 目標

平成35年3月31日まで、女性管理職登用率を現在の2倍以上とする。

4. 取組内容と実施時期

- 平成30年10月～・部署ごとの男女別評価を検証し、現在の人事評価について、
 - ・女性にとって不利な昇進基準になっていないか、男女公正な昇進基準となっているか精査し、必要に応じて新しい評価基準を検討する。
 - ・育児等による勤務時間等による評価の不公平の有無を検証する。
- 平成31年4月～新しい評価基準に基づいて試行開始。課題を検証する。
- 平成32年4月～新しい評価基準に基づく評価を本格的に実施する。
- 平成33年4月～女性職員にアンケート、面談などを実施する。
- 平成33年9月～アンケート、面談など等の結果を踏まえ、キャリア研修プログラムを決定する。
- 平成34年4月～キャリア研修の実施。
- 平成34年9月～キャリア研修の実施結果により、管理職の対象となる女性職員を選定し、対象となる女性職員へのきめ細かなヒアリング、研修を実施する。
- 平成35年4月～実際に配属を行い、定期的なフォローアップを実施する。

平成30年3月1日現在の管理職に占める男女別労働者の割合

	労働者数	管理職者数	管理職者の割合
男性	77名	19名	24.7%
女性	264名	32名	12.1%

目標：平成35年3月31日までに女性の管理職者の割合を現在の12.1%から25%まで引き上げる。